令和6年度事業計画

(事業方針)

農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正(令和5年4月施行)に伴い、農地中間管理機構(以下「機構」という。)への集積と担い手等への配分は、地域の話し合いにより策定される「地域計画」に基づき、農用地利用集積等促進計画によって行われることになる。

また、目標地図の実現に向けて「機構」を活用した農地の集約化等の加速化、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地利用の最適化活動を支援するとなっている。

これを受けて県では、意欲ある農業者等へ農地の利用集積を促進し、優良農地の維持確保と担い手の経営安定を図るため、市町村による「地域計画」の策定を推進するとともに、強い経営体育成支援事業等を活用し、就農希望者の雇用や優良農地の維持を担う経営体の育成に取り組むことになっている。

この様な中、当公社では、県と一体となり農地流動化の推進を実施するとともに、 基盤整備事業を活用した農地の利用集積への働きかけを行い、遊休農地解消の拡充に ついては「和歌山版遊休農地リフォーム加速化事業」を引き続き取り組んでいく。

更に農地売却を希望する者が増加傾向にあることから、「特例事業」についても積極的に活用推進の啓発を図っていく。

また、担い手育成に資する事業として、青年農業者等育成センターにおいては新規 就農支援を推進する県等関係機関との協力体制のもと就農促進活動を推進し、経営感 覚に優れた意欲溢れる農業者の確保育成を図る。

1 運営

(1) 理事会の開催

事業計画(実績)及び予算(決算)等について審議するため、通常理事会を開催するほか、必要に応じ臨時理事会を開催する。

(2) 評議員会の開催

一般社団・財団法人法並びに定款に定める事項の審議をするため、定時評議員会を開催するほか、必要に応じ臨時評議員会を開催する。

(3) 評価委員会の開催

客観的かつ中立公正な観点から、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を聴取するため開催する。

(4) 監査会の開催

事業実績並びに収支決算関係について監査を受けるため開催する。

(5) その他

必要に応じ、事業推進等に関し県当局等と連携し打ち合わせ会議を開催する。

2 事業計画

(1) 農地中間管理事業

離農又は経営規模縮小農家などから優良農地を借り入れて中間保有し、地域の担い手農家や新規就農者などにその農地を貸し付ける事業を実施する。

ア農地等の借入、貸付

借入、貸付面積	備	考	
3 5 0 h a	和歌山県長期総合計画 勘案	(2026年度目標)	並びに過去の実績を

イ 事業の推進活動

- ・基盤整備事業と連携した重点地区設定と農地掘り起こし活動の推進
- ・各市町村・JA等関係機関との連携促進
- ・事務体制の改善(農地中間管理事業業務処理システムの運営)

(2) 和歌山版遊休農地リフォーム加速化事業

遊休状態にある優良農地を買入または借入れ中間保有し、遊休農地の原状回復や園地条件の改良(傾斜の緩和・客土、設備の改良)を行った後、地域の担い手農家や新規就農者などにその農地を売渡または貸し付ける事業を実施する。

遊休農地解消面積:14ha 事業費:34,200千円

(3)特例事業(売買事業)

離農又は経営規模縮小農家などから優良農地を買い入れて、地域の担い手農家や新規就農者などにその農地を売り渡す事業を実施する。

ア 農地等の買い入れ

	農		地	<u></u>	等		備	考
件	数	面	積	価	格		U用	与
4	件 23	5.	ha 2	85, 0	千円	国庫20件、 県 3件、	4.7ha、 0.5ha、	80,000千円 5,000千円

イ 農地等の売渡し

	農		地	<u></u>		備考
件	数	面	積	価	格	/
件 ha = 24 5. 2 99,000		千円)0	令和5年度からの繰越 5件、1.0ha 27,000千円			

(4) 就農支援資金貸付事業

ア 就農支援資金の債権管理

県知事が就農計画を認定した者に対し、これまでに貸し付けた資金の回収を行う。

就農支援資金 170,000円 (農家貸付金残高 340,000円)

イ 和歌山県就農支援資金貸付金の返済

就農支援資金等を貸し付けるために和歌山県から借り入れた資金の返済を行う。

就農支援資金 5,452,000円 (長期借入金残高 35,984,000円)

(5) 青年農業者等就農促進事業

就農希望者への助言や情報提供を行うとともに、青年農業者の資質向上を図る。

- ア 就農相談活動の実施
- イ 就農啓発活動の実施
 - (ア) 就農相談会の実施、参加
 - (イ) 青年農業者等が共同して行う農業技術の研究等に対する支援の実施